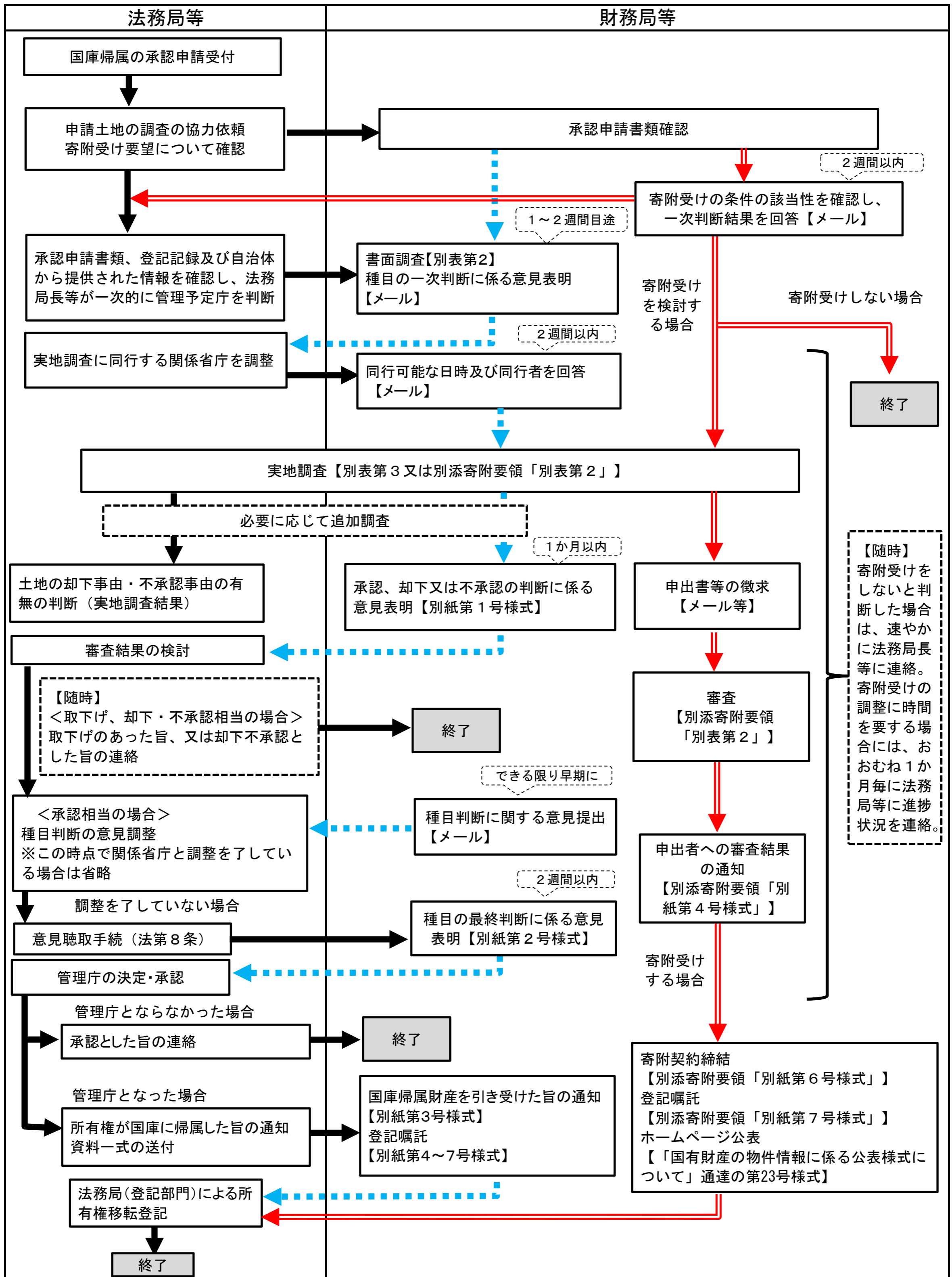


### 相続土地国庫帰属制度における事務フロー



(注1) ■■■▶ は相続土地国庫帰属制度に係る手続き、====▶ は寄附受けに係る手続きである。

(注2) 別添寄附要領は、別添「財務省所管一般会計所属普通財産として寄附受けする場合の事務取扱要領」のこと。

書面調査一覧表

1. 要件に係る調査

| 調査事項  | 調査内容   | 調査結果 |
|---|--|------|
| 却下要件  |  |      |
| (1) 建物の存する土地（法第2条第3項第1号）  | 登記記録により、申請土地を底地とする建物の登記が存在するか確認する。また、添付書類の写真（申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号）によって建物の有無を確認する。   |      |
| (2) 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地（法第2条第3項第2号）   | 登記記録により、抵当権等の担保権又は地上権、地役権、賃借権等の使用及び収益を目的とする権利（以下「使用収益権」という。）の登記の有無について確認する。  |      |
|   | その他権利設定を疑うような事情がないか確認する。   |      |
| (3) 通路その他の他人による使用が予定される土地（墓地、境内地、現に通路、水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地）（法第2条第3項第3号、令第2条第1号から第4号まで） | 入会権が設定されている土地については、登記記録から権利設定の有無が明らかとはならないため、法第7条に基づく関係機関から提供を受けた資料及び承認申請者からの自己申告又は調査過程で判明する可能性があるが、これらの権利が存在する場合には、使用収益権が設定されている土地に該当するものと判断する。   |      |
|   | 登記記録により、買戻特約、処分制限登記及び譲渡担保権設定登記の有無について確認する。<br>これらの登記が存在する場合には、国が所有権を喪失する又は自由な使用収益を害する蓋然性が高いことから、担保権が設定されている土地や所有権に基づく使用又は収益が現に妨害されている土地に該当するものと判断することとなる。  |      |
| ①現に通路の用に供されている土地  | 添付書面の写真（申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号）及び登記記録上の地目により、申請土地が現に通路の用に供されている土地に該当するか確認する。  |      |
|   | ②墓地内の土地<br>関係機関から提供を受けた墓地の許可に関する資料、添付書面の写真（申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号）により、申請土地が墓地内の土地に該当するか確認する。  |      |
|   | ③境内地<br>関係機関から提供を受けた境内地に関する資料、添付書面の写真（申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号）及び登記記録上の地目により、申請土地が境内地に該当するか確認する。  |      |
|   | ④現に水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地<br>関係機関から提供を受けた水道用地、用悪水路又はため池に関する資料、添付書面の写真（申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号）及び登記記録上の地目により、申請土地が現に水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地に該当するか確認する。   |      |
| (4) 土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質（規則第14条で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地（法第2条第3項第4号、規則第14条）         | 関係機関から提供を受けた特定有害物質に関する資料により確認する。<br><br>【参考】<br>法務局長等の審査において、提供された資料より汚染されている土地に該当する可能性があるかと疑われる場合には、承認申請者に対し、法第6条第2項の規定に基づき、特定有害物質により汚染されていないことを証する資料（上申書）の提出を求めるとされている。また、上申書の内容を踏まえても汚染されている土地に該当する可能性が払拭されない場合には、承認申請者に対し、土壤汚染対策法に基づく指定調査機関等による調査報告書の提出を求めるとされている。   |      |
| (5) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地（法第2条第3項第5号）                                     |  |      |
| 所有権の範囲について争いがある土地   | 添付書面の「承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面」（規則第3条第4号）、「承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真」（同第3条第5号）及び「承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真」（同第3条第6号）により、承認申請者が認識している隣接土地との境界が表示されていることを確認する。  |      |
|   | 申請土地に係る法務局長等から受領する資料（登記記録、登記所備付地図等、地積測量図、筆界特定図面等）と添付書面の内容に齟齬がないか確認する。<br><br>【参考】<br>法務局長等において、承認申請者が認識している申請土地の境界について、隣接地所有者が認識している境界と相違がなく、争いがないことを以下の手順により確認することとされている。財務局長等においては特段の調査を要しない。<br>(a) 管轄法務局長等から隣接地所有者に対し、申請土地と隣接土地との境界及び境界紛争の有無を確認するため、承認申請があつた旨を記載した通知書に規則第3条第4号から第6号までの書類の写し及び管轄法務局等負担の返信用封筒を添付して、隣接土地の表題部所有者又は所有権の登記名義人に送付するものとする（規則第13条第1項）。<br>(b) (a)の通知書は、表題部所有者又は所有権の登記名義人の登記記録上の住所地に宛てて送付するものとする（規則第13条第2項）。<br>(c) 隣接土地の該当性は、登記所備付地図等において申請土地に隣接しているかによって確認するものとし、申請土地と境界点で接している全ての土地について通知をするものとする。<br>なお、申請土地について、関係機関から林地台帳地図又は森林計画図の写しの提供がある場合には、当該図面も参考にするものとする。 |      |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>(d) 隣接地が共有地である場合は、共有者全員の登記記録上の住所地に宛てて通知書を送付するものとする。</p> <p>(e) 通知書の回答期限は、作成の日から2週間とする。<br/>返信期限までに返信がない場合は、再度通知書を送付するものとし、回答期限は再度の作成の日から2週間とする。<br/>ただし、通知を受ける者が外国に住所を有する場合には、これらの回答期限は4週間とする。</p> <p>なお、再度の通知に対して正当な理由がなく回答がなかった場合には、異議のないものとして取り扱い、実地調査を行うこととして差し支えない。</p> <p>(f) 通知に対して「異議はない」旨の回答があった場合には、承認申請者と当該隣接地所有者との間に境界の認識に相違はないものと判断するものとする。</p> <p>(g) 通知に対して「異議がある」旨の回答があった場合には、承認申請者に結果を伝えるとともに、隣接地所有者から異議が提出されている状態では、隣接地所有者との間に境界の争いが存在することになるため、法第2条第3項第5号に該当し承認申請は却下となることを説明し、隣接地所有者との調整や申請の取下げの検討を促すものとする。<br/>この場合の隣接地所有者との調整期限は、2か月を目安とし、調整が整った場合は、該当する規則第3条第4号から第6号までの書面を補正させた上で、関係する隣接地所有者に対して再通知を行うものとする。<br/>なお、「異議がある」との回答に具体的な理由が記載されていない場合には、具体的な理由を明らかにするよう再通知することとし、それでもなお理由を示さない場合には、承認申請者と当該隣接地所有者との間に境界の認識に相違はないものと判断するものとする。</p> <p>(h) 隣接地所有者に通知が届かなかった場合(宛所不明で返戻された場合)は、実地調査において隣接地の状況を確認し、隣接地所有者や近隣住民等に認識を確認する等の調査を実施することとなる。<br/>通知書が返戻された場合は、その旨を審査結果報告書に記載するものとする。</p> |  |
| 不承認要件  |  |  |  |
| (6) 崖(勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの)がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの(法第5条第1項第1号、令第3条第1項)   |  | 添付書面の写真(申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号)により、申請土地における崖の有無を確認する。   |  |
| (7) 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地(法第5条第1項第2号)  |  | 添付書面の写真(申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号)により、申請土地における工作物、車両又は樹木その他の有体物の有無を確認する。   |  |
| (8) 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地(法第5条第1項第3号)  |  | 添付書面の写真(申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号)により、申請土地の状況を確認するとともに、関係機関から提供を受けた資料及び必要に応じて収集した地歴調査に関する資料により確認する。<br><br>【参考】<br>関係機関から提供を受けた資料から管理を阻害する有体物が地下に存する可能性がある場合には、承認申請者から事情を聴取し、管理を阻害する有体物が地下に存しないことを証する資料(上申書)の提出を求めることとされている。   |  |
| (9) 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地(法第5条第1項第4号)  |  |  |  |
| ① 民法第210条第1項に規定する他の土地に囲まれて公道に通じない土地又は同条第2項に規定する事情のある土地であって、現に同条の規定による通行が妨げられているもの(令第3条第2項第1号)  |  | 添付書面の写真(申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号)及び登記所備付地図等により、申請土地の状況を確認する。  |  |
| ② 所有権に基づく使用又は収益が現に妨害されている土地(その程度が軽微で土地の通常の管理又は処分を阻害しないと認められるものを除く。)(令第3条第2項第2号)  |  | 添付書面の写真(申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号)により、申請土地の状況を確認する。<br>関係機関から提供を受けた資料(いわゆる別荘地関連や立木を第三者に販売する契約)が存在する場合は、当該資料も確認する。  |  |
| (10) 土砂の崩壊、地割れ、陥没、水又は汚液の漏出その他の土地の状況に起因する災害が発生し、又は発生するおそれがある土地であって、その災害により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体又は財産に被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、その被害の拡大又は発生を防止するために当該土地の現状に変更を加える措置(軽微なものを除く。)を講ずる必要があるもの(令第3条第3項第1号) |  | 添付書面の写真(申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号)により、申請土地の状況を確認する。<br>関係機関から提供を受けた資料(治山事業の計画がある土地)が存在する場合は、当該資料も確認する。   |  |
| (11) 鳥獣、病害虫その他の動物が生息する土地であって、当該動物により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがあるもの(その程度が軽微で土地の通常の管理又は処分を阻害しないと認められるものを除く。)(令第3条第3項第2号)  |  | 添付書面の写真(申請土地の形状を明らかにする写真。規則第3条第5号)により、申請土地の状況を確認する。  |  |
| (12) 法第11条第1項の規定により所有権が国庫に帰属した後に法令の規定に基づく処分により国が通常の管理に要する費用以外の費用に係る金銭債務を負担することが確実と認められる土地(令第3条第3項第4号)  |  | 関係機関から提供を受けた資料(条例等に基づき、金銭の支払債務(土地改良法(昭和24年法律第195号)第36条第1項の規定に基づき賦課徴収される金銭等)が発生することが確実な土地)が存在する場合は、当該資料を確認する。   |  |
| (13) 法令の規定に基づく処分により承認申請者が所有者として金銭債務を負担する土地であって、法第11条第1項の規定により所有権が国庫に帰属したことに伴い国が法令の規定により当該金銭債務を承継することとなるもの(令第3条第3項第5号)  |  | 関係機関から提供を受けた資料(条例等に基づき、金銭の支払債務(下水道事業受益者負担金等)が発生しており、所有権の移転によって当該債務を承継する土地であることが分かる資料)が存在する場合は、当該資料を確認する。   |  |

2. 種目に係る調査

| 調査事項              | 調査内容   | 調査結果 |
|-------------------|--|------|
| ①宅地               | 登記記録上の地目又は固定資産課税台帳に登録された地目が「宅地」であるか確認する。   |      |
|                   | 登記記録上の地目又は固定資産課税台帳に登録された地目が「宅地」以外の土地であるが、令第4条第1項第1号の「宅地」（その現況及び従前の使用状況に照らして直ちに建物の敷地の用に供することができるものと認められる土地）に該当すると判断できるか確認する。  |      |
| ②農用地              | 農地台帳に登載されている（農業委員会等において再生利用が困難な農地と判断される土地、農地法第4条又は第5条の許可を受け農地以外に転用された土地を除く。）か確認する。   |      |
|                   | 農地台帳に登載されていないが、農業委員会において農用地であると客観的に判断される土地又は登記記録上の地目や固定資産課税台帳に登録された地目にかかわらず、耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧を目的にしていると判断される土地であるか確認する。  |      |
| ③森林               | 森林法第5条の地域森林計画の対象となっている森林か確認する。   |      |
|                   | 森林法第5条の地域森林計画の対象となっていないが、都道府県又は市町村において森林であると客観的に判断される土地であるか確認する。   |      |
|                   | 登記記録上の地目又は固定資産課税台帳に登録された地目が、「山林」又は「保安林」であるか確認する。   |      |
| ④その他              | 上記①～③に該当しない土地であるか確認する。   |      |
| 複数の種目が想定される場合の取扱い | <p>客観的資料として、以下ア～ウまでを確認し、その全てにおいて「宅地」、「農用地」、「森林」及び「その他」のうちいずれかの種目であることが明らかである場合は、当該種目であると判断する。</p> <p>ア 農地台帳上の登録の有無及び地域森林計画の対象の有無<br/>                     イ 固定資産課税台帳に登録された地目<br/>                     ウ 登記記録上の地目</p> <p>上記ア～ウまで異なる種目である場合は、原則として、主たる種目の判断の優先順位はア、イ、ウの順とする。</p> <p>ただし、固定資産税の賦課期日後の原因日付で地目変更の登記がされている場合（ウがイに優先する場合）など、例外的に優先順位が逆転する場合も想定されることから、後順位の資料が先順位の資料に優先すると主張する場合には、優先する理由を付した上で法務局長等へ意見表明するものとする（法務局長等は表明された意見を基に、関係省庁間の意見を調整する。）。</p> |      |

## 実地調査一覧表

1. 要件に係る調査

| 調査事項  | 調査内容   | 調査結果 |
|---|--|------|
| 却下要件  |  |      |
| (1) 建物の存する土地（法第 2 条第 3 項第 1 号）  | 申請土地に建物が存在しないことを確認する。<br><br>【参考】<br>建物の該当性については、建物の登記の存在の有無及び存在する建築物が「屋根及び周壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物であって、その目的とする用途に供し得る状態にあるもの（不動産登記規則（平成 17 年法務省令第 18 号）第 11 条）」に該当するかによって判断するものとする。なお、建物には該当しない廃屋等が存在する場合、当該廃屋等が、土地の通常の管理又は処分を阻害する有体物に該当するか判断する。  |      |
| (2) 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地（法第 2 条第 3 項第 2 号）   | 現地において、抵当権等の担保権又は地上権、地役権、賃借権等の使用及び収益を目的とする権利の存在を疑うに足る事情がある場合には、承認申請者、隣接地所有者又は近隣住民に確認をする等の調査を実施する。  |      |
| (3) 通路その他の他人による使用が予定される土地（墓地、境内地、現に通路、水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地）（法第 2 条第 3 項第 3 号、令第 2 条 1 号から 4 号まで） |  |      |
| ① 現に通路の用に供されている土地   | 申請土地が現に通路や道路の用に供されている土地に該当するか確認する。森林に存在する林道や登山道については、現に通路の用に供されているか確認する。<br>必要に応じて、隣接地所有者や近隣住民に申請土地が現に通路や道路の用に供されているか確認する。   |      |
| ② 墓地内の土地  | 実地調査においては、特段の調査を要しない。  |      |
| ③ 境内地   | 宗教法人法（昭和 26 年法律第 126 号）第 3 条第 2 号から第 7 号までに規定される土地であるか確認する。<br>必要に応じて、隣接地所有者や近隣住民に申請土地が境内地に該当するか確認する。  |      |
| ④ 現に水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地   | 申請土地が現に水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地に該当するか確認する。<br>必要に応じて、隣接地所有者や近隣住民に申請土地が現に水道用地、用悪水路又はため池の用に供されているか確認する。   |      |
| (4) 土壤汚染対策法第 2 条第 1 項に規定する特定有害物質（規則第 14 条で定める基準を超えるものに限る。）により汚染されている土地（法第 2 条第 3 項第 4 号、規則第 14 条）     | 申請土地に明らかな異常（土地の変色、異臭等）が存在するかについて確認する。  |      |
| (5) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地（法第 2 条第 3 項第 5 号）   |  |      |
| ① 所有権の存否又は帰属について争いがある土地   | 所有者以外の者が申請土地を不法に占拠している状況が存在しないか、所有権の帰属について争いがある状況が存在しないか確認する。  |      |
| ② 所有権の範囲について争いがある土地   | 添付書面の「承認申請に係る土地の位置及び範囲を明らかにする図面」（規則第 3 条第 4 号）、「承認申請に係る土地の形状を明らかにする写真」（同第 3 条第 5 号）及び「承認申請に係る土地と当該土地に隣接する土地との境界点を明らかにする写真」（同第 3 条第 6 号）を参考に、現地で境界点の存在と位置を確認し、図面及び写真と齟齬していないか確認する。<br>添付書面と現地の状況が明らかに齟齬している場合は、法務局長等に対し、承認申請者への事情聴取を依頼する。<br><br>承認申請者が認識している申請土地の境界について、隣接地所有者が認識している境界と相違がなく、争いがないことを確認する。<br><br>【参考】<br>別表第 2-1 (5) 【参考】において隣接地所有者に送付した通知書に関し、承認申請者が認識している境界に異議がない旨の返信があった場合には、実地調査において当該者に改めて境界の認識を確認する必要はない。<br>法務局長等において、隣接地所有者へ通知を 2 回送付しても返信がなかった場合、宛先不明で返送された場合及び異議の内容を具体的に明らかとしなかった場合は、隣接土地の状況を確認し、所有者又は占有者が存在し、聴取が可能な場合は境界に関する認識を聴取するものとする。<br>隣接土地が更地である場合のように所有者又は占有者に境界の認識を聴取することが困難なときにおいては、承認申請者に当該隣接土地に係る境界の争いの有無を確認するとともに、必要に応じて隣接地所有者や近隣住民に対する事情聴取を実施するものとする。<br>実地調査において、書面調査では確認することができなかった隣接土地が存在する場合には、当該土地の隣接地所有者の境界に関する認識も調査する必要がある。現地で認識を聴取することができればそれで足り、現地で認識について聴取できない場合には、他の隣接地所有者と同様、法務局長等が境界の認識を確認する通知を改めて送付するものとする。 |      |

| 不承認要件  |   |
|--|---|
| (6) 崖（勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの）がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの（法第5条第1項第1号、令第3条第1項）   | <p>申請土地が傾斜地である場合、社会通念に照らして「一個の崖」を認定する。なお、申請土地が崖の一部である場合には、申請土地以外の周辺の土地を含めて「一個の崖」と認定する。</p> <p>申請土地に令で定める基準に該当する崖がある場合は、所在する人の生命等に被害を及ぼす又は隣接土地に土砂が流れ込むことによって財産的な被害を生じさせる可能性があり、擁壁工事等を実施する必要があることが客観的に認められるかにより、当該要件の該当性を判断する。</p> <p>【参考】<br/>法務局長等は、当該一個の崖が令で定める基準に該当するかについてはレーザー距離計等の機器を用いて、傾斜がある部分の上端及び下端を特定し、角度及び垂直距離を測定し、勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上であるかを判断するものとしている。</p> <p>原則として、法第7条の規定に基づく事実の調査のため、通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要する崖に該当するかについて、法務局長等において関係機関に意見照会を実施するものとし、関係機関の意見を踏まえて、通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要する崖に該当するかを判断されることとなる。ただし、法務局長等において容易に判断することができる場合は、この限りでない。</p> |
| (7) 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地（法第5条第1項第2号）  | 申請土地に存在する有体物の有無を確認し、通常の管理又は処分を阻害する有体物に該当するか判断する。  |
| (8) 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地（法第5条第1項第3号）  | <p>申請土地の状況を確認し、不自然に土地を掘り起こした部分がないか確認する。</p> <p>【参考】<br/>不自然な点がある場合には、承認申請者から事情を聴取し、有体物が地下に存しないことを疎明する資料（上申書）の提出を求めるものとされている。</p>  |
| (9) 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地（法第5条第1項第4号）  |   |
| ①民法第210条第1項に規定する他の土地に囲まれて公道に通じない土地又は同条第2項に規定する事情のある土地であって、現に同条の規定による通行が妨げられているもの（令第3条第2項第1号）   | 申請土地から公道に通じる土地の状況を確認し、通行が妨害されているといった状況の有無について確認する。  |
| ②所有権に基づく使用又は収益が現に妨害されている土地（その程度が軽微で土地の通常の管理又は処分を阻害しないと認められるものを除く。）（令第3条第2項第2号）   | 例えば、所有者以外の第三者に不法に占有されている、隣接地から継続的に流水があるなど土地の使用に支障がある状況にないか確認する。   |
|  | <p>関係機関から提供を受けた資料等により、申請土地を特定の管理会社が管理し、管理費用が発生する土地（いわゆる別荘地）に該当する可能性がある場合であって、申請土地についても管理費用の支払を求め、管理費用を国が支払わないと申請土地の利用が阻害されるおそれが明らかであるときは、所有権に基づく使用又は収益が現に妨害されている土地と判断する。</p> <p>関係機関からの提供を受けた資料等により、立木を第三者に販売する契約を締結している土地であって、申請土地について第三者が立木を伐採するために土地に立ち入る可能性がある場合には、所有権に基づく使用又は収益が現に妨害されている土地と判断する。</p>  |
| (10) 土砂の崩壊、地割れ、陥没、水又は汚液の漏出その他の土地の状況に起因する災害が発生し、又は発生するおそれがある土地であって、その災害により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体又は財産に被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、その被害の拡大又は発生を防止するために当該土地の現状に変更を加える措置（軽微なものを除く。）を講ずる必要があるもの（令第3条第3項第1号） | <p>申請土地において当該要件に該当する事象が存在しないか確認する。</p> <p>【参考】<br/>原則として、法第7条の規定に基づく事実の調査のため、申請土地が本要件に該当するかについて、法務局長等において関係機関に意見照会を実施するものとし、関係機関の意見を踏まえて、客観的に通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要する土地に該当するかを判断されることとなる。ただし、法務局長等において容易に判断することができる場合は、この限りでない。</p>   |
| (11) 鳥獣、病害虫その他の動物が生息する土地であって、当該動物により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがあるもの（その程度が軽微で土地の通常の管理又は処分を阻害しないと認められるものを除く。）（令第3条第3項第2号）  | 当該動物により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがあることについて、具体的な被害情報や具体的に被害が発生する客観的な情報があるか確認する。  |
| (12) 法第11条第1項の規定により所有権が国庫に帰属した後に法令の規定に基づく処分により国が通常の管理に要する費用以外の費用に係る金銭債務を負担することが確実と認められる土地（令第3条第3項第4号）  | 実地調査においては、特段の調査を要しない。   |
| (13) 法令の規定に基づく処分により承認申請者が所有者として金銭債務を負担する土地であって、法第11条第1項の規定により所有権が国庫に帰属したことに伴い国が法令の規定により当該金銭債務を承継することとなるもの（令第3条第3項第5号）  | 実地調査においては、特段の調査を要しない。   |

2. 種目に係る調査

| 調査事項      | 調査内容   | 調査結果 |
|-----------|--|------|
| 申請土地の主な種目 | <p>申請土地の現況が、「宅地」、「農用地」、「森林」及び「その他」のうちいずれの種目であるか確認する。</p> <hr/> <p>書面調査で判断した種目と実地調査で確認した現況が明らかに異なると考えられる場合、法務局長等又は財務局長等は現況に関連する情報を所管する組織（農業委員会、市町村、都道府県等）に、直近における種目判断を確認する。</p> <p>【参考】<br/>           登記記録上の地目、台帳情報又は固定資産課税台帳に登録された地目と異なる判断を法務局長等がするためには、相当の理由（例えば、農業委員会や地方公共団体の専門的な知見を踏まえた見解等が考えられる。）が必要であり、相当の理由がない場合は、登記記録上の地目、台帳情報又は固定資産課税台帳に登録された地目を種目として判断することが原則であることに留意する。<br/>           種目の判断が関係省庁間で調わない場合は、法務局長等は関係省庁に意見聴取を実施した上で、実地調査の結果も踏まえて最終判断することとされている。</p> |      |

承認、却下又は不承認に係る回答書

令和 年 月 日

(地方) 法務局長 殿

財務(支)局(事務所、出張所)長

令和 年 月 日に協力依頼があった下記1の土地について、下記2のとおり回答します。

記

**1 調査対象土地の概要**

(1) 受付番号

令和 年受付第 号

(2) 所在・地番

(3) 地積

**2 調査結果**

(1) 調査結果

承認

不承認

却下

(2) 不承認又は却下とした理由



### 3 調査結果の詳細

#### (1) 建物の存する土地(法第2条第3項第1号)

|    |                          |      |                 |
|----|--------------------------|------|-----------------|
| 結果 | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|    | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |

#### (2) 担保権又は使用及び収益を目的とする権利が設定されている土地(法第2条第3項第2号)

|    |                          |      |                 |
|----|--------------------------|------|-----------------|
| 結果 | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|    | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |

#### (3) 通路その他の他人による使用が予定される土地(墓地、境内地、現に通路、水道用地、用悪水路又はため池の用に供されている土地)(法第2条第3項第3号、令第2条第1号から第4号まで)

|    |                          |      |                 |
|----|--------------------------|------|-----------------|
| 結果 | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|    | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |

#### (4) 土壤汚染対策法第2条第1項に規定する特定有害物質(規則第14条で定める基準を超えるものに限る。)により汚染されている土地(法第2条第3項第4号、規則第14条)

|    |                          |      |                 |
|----|--------------------------|------|-----------------|
| 結果 | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|    | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |

| (5) 境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属又は範囲について争いがある土地(法第2条第3項第5号)                                    |                          |      |                 |
|--|--------------------------|------|-----------------|
| 結果   | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|  | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |
| (6) 崖(勾配が30度以上であり、かつ、高さが5メートル以上のもの)がある土地のうち、その通常の管理に当たり過分の費用又は労力を要するもの(法第5条第1項第1号、令第3条第1項) |                          |      |                 |
| 結果   | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|  | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |
| (7) 土地の通常の管理又は処分を阻害する工作物、車両又は樹木その他の有体物が地上に存する土地(法第5条第1項第2号)                                |                          |      |                 |
| 結果   | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|  | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |
| (8) 除去しなければ土地の通常の管理又は処分をすることができない有体物が地下に存する土地(法第5条第1項第3号)                                  |                          |      |                 |
| 結果   | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|  | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |

|  |                          |      |                 |
|--|--------------------------|------|-----------------|
| (9) 隣接する土地の所有者等との争訟によらなければ通常の管理又は処分をすることができない土地(法第5条第1項第4号)  |                          |      |                 |
| 結果   | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|  | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |
| (10) 土砂の崩壊、地割れ、陥没、水又は汚液の漏出その他の土地の状況に起因する災害が発生し、又は発生するおそれがある土地であって、その災害により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体又は財産に被害が生じ、又は生ずるおそれがあり、その被害の拡大又は発生を防止するために当該土地の現状に変更を加える措置(軽微なものを除く。)を講ずる必要があるもの(令第3条第3項第1号) |                          |      |                 |
| 結果   | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|  | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |
| (11) 鳥獣、病害虫その他の動物が生息する土地であって、当該動物により当該土地又はその周辺の土地に存する人の生命若しくは身体、農産物又は樹木に被害が生じ、又は生ずるおそれがあるもの(その程度が軽微で土地の通常の管理又は処分を阻害しないと認められるものを除く。)(令第3条第3項第2号)  |                          |      |                 |
| 結果   | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|  | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |
| (12) 法第11条第1項の規定により所有権が国庫に帰属した後に法令の規定に基づく処分により国が通常の管理に要する費用以外の費用に係る金銭債務を負担することが确实と認められる土地(令第3条第3項第4号)  |                          |      |                 |
| 結果   | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|  | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |

法令の規定に基づく処分により承認申請者が所有者として金銭債務を負担する土地であって、法第11条(13)第1項の規定により所有権が国庫に帰属したことに伴い国が法令の規定により当該金銭債務を承継することとなるもの(令第3条第3項第5号)

|    |                          |      |                 |
|----|--------------------------|------|-----------------|
| 結果 | <input type="checkbox"/> | 該当あり | 【該当する具体的・客観的理由】 |
|    | <input type="checkbox"/> | 該当なし | 【備考】            |

## 主たる種目に係る回答書

令和 年 月 日

(地方) 法務局長 殿

財務(支)局(事務所、出張所)長

令和 年 月 日付日記第 号「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第8条に基づく承認に関する意見聴取について」により依頼のあった下記1の土地については、下記2のとおり回答します。

## 記

## 1 調査対象土地の概要

## (1) 受付番号

令和 年受付第 号

## (2) 所在・地番

## (3) 地積

## 2 種目に対する意見

## (1) 意見

 意見なし  意見あり

## (2) 認定すべきと考える主な種目(意見ありとした場合)

- |   |   |  |                                 |
|---|---|--|---------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 宅地             | <input type="checkbox"/> 市街化区域内                                     | <input type="checkbox"/> 用途地域内                                 | <input type="checkbox"/> それ以外   |
| <input type="checkbox"/> 農用地(田)         | <input type="checkbox"/> 市街化区域内<br><input type="checkbox"/> 土地改良事業等 | <input type="checkbox"/> 用途地域内<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 農用地区域内 |
| <input type="checkbox"/> 農用地(畑)         | <input type="checkbox"/> 市街化区域内<br><input type="checkbox"/> 土地改良事業等 | <input type="checkbox"/> 用途地域内<br><input type="checkbox"/> その他 | <input type="checkbox"/> 農用地区域内 |
| <input type="checkbox"/> 農用地<br>(採草放牧地) |   |  |                                 |
| <input type="checkbox"/> 森林             |   |  |                                 |
| <input type="checkbox"/> その他            |   |  |                                 |

## (3) (2)とすべき具体的な理由

別紙第3号様式

令和 第 年 月 日 号

殿

財務（支）局（事務所、出張所）長

### 国庫帰属財産の引受けについて

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律（令和3年法律第25号）第11条の規定に基づき国庫に帰属した下記財産を引き受けました。

記

財産の所在地：

承認申請年月日：

受付番号：

承認日：

引継年月日：

別紙第4号様式（国庫帰属の所有権移転登記の場合）

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第11条第1項の規定に基づく令和 年 月 日所有権の国庫帰属【注1】

権利者 財務省【注2】

義務者 市 町 番 号  
〇〇 〇〇【注3】

添付情報【注4】

登記原因証明情報（原本還付）【注5】

承諾書（一部原本還付）【注6】

令和 年 月 日嘱託 法務局（地方）法務局 支局（出張所）

嘱託者 財務省

財務省所管不動産登記嘱託職員

財務（支）局（事務所、出張所）長

印【注7】

（担当部局

担当者

連絡先

）【注8】

登録免許税 登録免許税法第4条第1項

不動産の表示【注9】

不動産番号

所在 市 町

地番 番

地目

地積 平方メートル

【注1】 国庫帰属の原因年月日には、負担金が納付された年月日を記録する。

【注2】 登記権利者である管理庁名を記録する。

【注3】 登記義務者である承認申請者の氏名又は名称及び住所を記録する。

【注4】 添付情報は、法務局又は地方法務局から送付された資料（法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本）を使用する。

【注5】 帰属通知書を添付する。なお、管理庁において原本を謄写した旨を記載した写しを添付して、原本の還付を請求することができる。

【注6】 登記嘱託をすることについて承諾した旨の記載がある承認申請書又は登記承諾書の写しに承認法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本を添付する。なお、管理庁において原本を謄写した旨を記載した写しを添付して、原本の還付を請求することができる。

また、承諾書には、承認申請書又は登記承諾書に押印した印鑑に関する証明書の写し（法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本）を添付する。

【注7】 登記嘱託者である管理庁名を記録する。

【注8】 嘱託書の記録事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記録する。

【注9】 登記事項証明書から引用して記録する。なお、不動産番号を記録することにより、土地の所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる。



別紙第5号様式（住所変更登記又は氏名変更登記の場合）

登記嘱託書

登記の目的 番所有権登記名義人住所（又は氏名）変更（更正）【注1】  
原因 令和 年 月 日住所移転（錯誤）（又は氏名変更（錯誤））【注2】

変更後の事項【注3】

住所 市 町 番 号  
氏名

被代位者 市 町 番 号 ○○ ○○【注4】

代位者 財務省

代位原因 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第11条第1項の規定に基づく令和 年 月 日所有権の国庫帰属による所有権移転登記請求権【注5】

添付情報【注6】

登記原因証明情報（原本還付）【注7】

代位原因証明情報（後件添付）【注8】

令和 年 月 日嘱託 （地方）法務局 支局（出張所）

嘱託者 財務省

財務省所管不動産登記嘱託職員

財務（支）局（事務所、出張所）長

印【注9】

（担当部局

担当者

連絡先

）【注10】

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産の表示【注11】

不動産番号

所在 市 町

地番 番  
地目  
地積 平方メートル

【注１】何番の所有権の登記名義人（所有者）の住所（又は氏名）を変更するのかを記録する。

【注２】原因日付は、変更を証する書面における変更年月日を記録する。なお、数回住所移転している場合は、最後に移転した日を記録する。

【注３】住民票の写し等に記載されている現在の住所（又は戸籍に記載されている現在の氏名）を記録する。

【注４】代位される登記名義人の住所氏名を記録する。

【注５】代位する管理庁名及び代位原因を記録する。なお、代位原因は「相続等により取得した土地所有権の国庫に関する法律第１１条第１項の規定に基づく令和年月日所有権の国庫帰属による所有権移転登記請求権」と記録する。

【注６】添付情報は、帰属通知書及び法務局又は地方法務局から送付された資料（法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本）を使用する。

【注７】登記原因を証する情報として、住所（氏名）変更を証する書面（住民票や戸籍事項証明書）の写しに法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本を添付する。なお、管理庁において原本を謄写した旨を記載した写しを添付して、原本の還付を請求することができる。

【注８】代位原因を証する情報として、帰属通知書を添付する。なお、連件で国庫帰属による所有権の移転の登記嘱託をする場合には、「後件添付」と記録し、当該書面を添付することは要しない。

【注９】登記嘱託者である管理庁名を記録する。

【注１０】嘱託書の記録事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記録する。

【注１１】登記事項証明書から引用して記録する。なお、不動産番号を記録することにより、土地の所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる。

別紙第6号様式（相続登記の場合）

登記嘱託書

登記の目的 所有権移転

原因 令和 年 月 日相続【注1】

共有者（被相続人）【注2】

（被代位者） 市 町 番号【注3】

持分 分の ○○ ○○

市 町 番号

持分 分の ○○ ○○

代位者 財務省

代位原因 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第11条第1項の規定に基づく令和 年 月 日国庫帰属による所有権移転登記請求権【注4】

添付情報【注5】

登記原因証明情報（原本還付）【注6】

代位原因証明情報（後件添付）【注7】

住所証明情報（原本還付）【注8】

令和 年 月 日嘱託 法務局（又は地方法務局） 支局（又は出張所）

嘱託者 財務省

財務省所管不動産登記嘱託職員

財務（支）局（事務所、出張所）長

印【注9】

（担当部局

担当者

連絡先

）【注10】

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産の表示【注11】

不動産番号

所在 市 町

地番                    番  
地目  
地積                    平方メートル

【注 1】登記原因として、帰属通知書の別紙（相続関係説明図）に記載されている被相続人の死亡日を記録する。

【注 2】所有権登記名義人である被相続人の氏名を記録する。

【注 3】相続人の住所氏名（共有の場合は持分）を記録する。

【注 4】代位する管理庁名及び代位原因を記録する。なお、代位原因は「相続等により取得した土地所有権の国庫に関する法律第 11 条第 1 項の規定に基づく令和 年 月 日所有権の国庫帰属による所有権移転登記請求権」と記録する。

【注 5】添付情報は、法務局又は地方法務局から送付された資料（法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本）を使用する。

【注 6】登記原因を証する情報である相続を証する情報として、帰属通知書（相続関係説明図があるものに限る。）を添付する。なお、管理庁において原本を謄写した旨を記載した写しを添付して、原本の還付を請求することができる。

【注 7】代位原因を証する情報として、帰属通知書を添付する。なお、連件で国庫帰属による所有権の移転の登記嘱託をする場合には、「後件添付」と記録し、当該書面を添付することは要しない。

【注 8】相続人の住所を証する書面（住民票の写し等）の写しに法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本を添付する。なお、管理庁において原本を謄写した旨を記載した写しを添付して、原本の還付を請求することができる。

【注 9】登記嘱託者である管理庁名を記録する。

【注 10】嘱託書の記録事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記録する。

【注 11】登記事項証明書から引用して記録する。なお、不動産番号を記録することにより、土地の所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる。

別紙第7号様式（所有権保存登記の場合）

登記嘱託書

登記の目的 所有権保存

共有者 （ 被相続人 ）【注1】

（被代位者） 市 町 番 号【注2】

持分 分の ○○ ○○

市 町 番 号

持分 分の ○○ ○○

代位者 財務省

代位原因 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第11条第1項の規定に基づく令和 年 月 日国庫帰属による所有権移転登記請求権【注3】

添付情報【注4】

相続証明情報（原本還付）【注5】

代位原因証明情報（後件添付）【注6】

住所証明情報（原本還付）【注7】

令和 年 月 日嘱託 法務局（又は地方法務局） 支局（又は出張所）

嘱託者 財務省

財務省所管不動産登記嘱託職員

財務（支）局（事務所、出張所）長

印【注8】

（担当部局

担当者

連絡先

）【注9】

登録免許税 登録免許税法第5条第1号

不動産の表示【注10】

不動産番号

所在 市 町

地番 番

地目  
地積

平方メートル

【注１】表題部所有者である被相続人の氏名を記録する。

【注２】相続人の住所氏名（共有の場合は持分）を記録する。

【注３】代位する管理庁名及び代位原因を記録する。なお、代位原因は「相続等により取得した土地所有権の国庫に関する法律第１１条第１項の規定に基づく令和  
年 月 日所有権の国庫帰属による所有権移転登記請求権」と記録する。

【注４】添付情報は、法務局又は地方法務局から送付された資料（法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本）を使用する。

【注５】相続を証する情報として、帰属通知書（相続関係説明図があるもの。）を添付する。なお、管理庁において原本を謄写した旨を記載した写しを添付して、登記完了後、原本の還付の請求をすることができる。

【注６】代位原因を証する情報として、帰属通知書を添付する。なお、連件で国庫帰属による所有権の移転の登記嘱託をする場合には、「後件添付」と記録し、当該書面を添付することは要しない。

【注７】相続人の住所を証する書面（住民票の写し等）の写しに法務局長等が原本に相違ない旨を記載した謄本を添付する。なお、管理庁において原本を謄写した旨を記載した写しを添付して、原本の還付を請求することができる。

【注８】登記嘱託者である管理庁名を記録する。

【注９】嘱託書の記載事項等に補正すべき点がある場合に、登記所の担当者から連絡するための連絡先の電話番号を記録する。

【注１０】登記事項証明書から引用して記録する。なお、不動産番号を記録することにより、土地の所在、地番、地目及び地積の記載を省略することができる。

別紙第 8 号様式

第 号  
令和 年 月 日

(地方) 法務局長 殿

財務(支)局(事務所、出張所)長

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第 13 条第 2 項に基づく承認の取消しに関する意見聴取について(回答)

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき国庫への帰属を承認され、令和 年 月 日付日記第 号「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第 13 条第 2 項に基づく承認の取消しに関する意見聴取について」により依頼のあった下記の土地については、特段意見がない旨回答します。

※承認を取り消すことが相当でない場合

相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律(令和 3 年法律第 25 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき国庫への帰属を承認され、令和 年 月 日付日記第 号「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律第 13 条第 2 項に基づく承認の取消しに関する意見聴取について」により依頼のあった下記の土地については、  
のため、承認を取り消すことが相当でない旨回答します。

記

国庫に帰属した土地の所在地:

別紙第9号様式

第 号  
令和 年 月 日

殿

財務（支）局（事務所、出張所）長

国庫への帰属の承認取消しに伴う登記手続等について

令和 年 月 日付をもって（地方）法務局長から国庫への帰属の承認が取り消されたことに伴い に所有権が復帰した下記土地について、国に移転した所有権の抹消登記を行うために必要となりますので、別添の所有権抹消登記嘱託請求書に記名の上、登録免許税の納付領収書を添えて折返しご提出下さい。

記

土地の所在地：

承認申請年月日：

受付番号：

承認日：

負担金の納付日：



財務（支）局（事務所、出張所）長 殿

住 所  
氏 名

所有権抹消登記嘱託請求書

令和 年 月 日付をもって（地方）法務局長から国庫への帰属の承認が取り消された下記土地に対する国の所有権の抹消登記の嘱託を願いたく、登録免許税の納付領収書を添えて請求します。

記

|         |  |
|---------|--|
| 所在地     |  |
| 種 目     |  |
| 数 量     |  |
| 登録免許税の額 |  |

（※1） 本文中の日付及び表中の内容については財務局等において記載すること。

（※2） 「種目」欄には、宅地、田、原野等のようにその地目を記載すること。

（※3） 抹消登記に要する登録免許税は、不動産の個数1個につき1,000円とされている（登録免許税法別表第1の1の(15)参照）。